



## 相談と支援

# 障がいのある子どもと保護者等への支援

## ● 各種障害者手帳

お問い合わせ | 各市町村(P31~49)、県民福祉局(P29)

### 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方がさまざまな支援や助成を受けるために必要なものです。知事又は中核市長が指定している医師の診断書に本人の写真を添えて、各市町村に申請してください。

### 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所(18歳以上の方)で知的障がいがあると判定された子ども(者)に交付されます。各市町村に申請してください。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(てんかん、発達障がいを含む)のある子ども(者)に交付されます。各市町村に申請してください。

## ● 手当・医療費助成

お問い合わせ | 各市町村(P31~49)、県民福祉局(P29)

### 障害児福祉手当

- 対象者：重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の在宅の方
- 金額：月額15,690円(2、5、8、11月に支給)
- 申請に必要なもの：
  - ・申請書
  - ・診断書(専門医によるもの)
  - ・印鑑
  - ・所得状況届(市町村の証明が必要)

### 特別児童扶養手当

- 対象者：精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者の方等
- 金額：1級は月額55,350円 2級は月額36,860円 ※いずれも4、8、11月に支給

### 育成医療の給付

- 対象者：
  - 18歳未満で、身体に障がいのある子ども、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある子ども
- 給付の内容：
  - 交付を受けた受給者証に記載された指定医療機関(薬局を含む)において、診察、医学的処置、治療、投薬等の給付が受けられます。
- 申請窓口：お住まいの市町村

### 重度心身障がい者医療費助成

- 対象者：次の方が医療を受けた場合、自己負担分を助成します。(一定所得額以下の方に限ります)
- ◎身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ◎IQ35以下の方 ◎IQ50以下で、身体障害者手帳3・4級をお持ちの方

### 精神障がい者医療費助成

- 対象者：1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定所得額以下の方に対して医療費の自己負担分を助成します。

## ● 障がいのある子どもを預ける

### 障がい児保育

集団保育が可能な程度の障がいのある子どもを、保育所、認定こども園、幼稚園等で受け入れていきます。各市町村や保育所等に相談してください。

お問い合わせ | 各市町村(P31~49)

### 障がい児施設

障がいのある原則18歳未満の子どもが入所(通所)して治療、生活訓練などを受けられる施設です。

お問い合わせ | 各児童相談所(P28)、各市町村(P31~49)

# 障がいのある子どもと保護者等への支援

## ● 日常生活用具・補装具

お問い合わせ | 各市町村(P31~49)

### 日常生活用具の給付・貸与

障がいのある子どもに対して日常生活の便宜を図るため、ストマ用装具、便器、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具等を給付または貸与しています。給付等の具体的対象品目および利用負担額は、市町村により異なります。

### 補装具の購入・修理

身体障害者手帳をお持ちの方で、市町村より補装具費の支給決定を受けた方に障がいを補うための義肢、車いす、補聴器等の購入・修理にかかる費用が支給されます。原則、補装具費の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。

### 補聴器の購入助成

聴力が両耳ともに30デシベル以上又は片側が30デシベル以上で医師が装用効果を認めるもので、身体障害者手帳の交付の対象ではない子どもに対し、補聴器の購入等の費用を助成します。

## ● 教育相談等

### 特別支援教育相談

特別な支援が必要な子どもの保護者を対象として家庭での養育等について指導や助言を行います。

お問い合わせ | 各特別支援学校、東・中・西教育局、いじめ・不登校総合対策センター (P28)



### 就学奨励費

特別支援学校及び特別支援学級に就学する子どもの保護者等の負担を軽減するため、給食費、通学費、修学旅行費、学用品費等についての援助を行います。 ※保護者の所得状況等に応じて、支給されない場合、半額支給の場合があります。

お問い合わせ | 各市町村教育委員会 (P31~49)、各特別支援学校 (P28)

## ● 子育て相談等

### 障がい児等地域療育支援事業

子育てや子どもの発達に不安のある方などが身近な地域で気軽に療育指導・相談が受けられるよう療育施設職員が出向いて、個別の相談や指導に応じます。

- 対象者 ・子育てや子どもの発達に不安のある方 ・在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児及び発達障がい児
- 事業実施施設

東部地区		中部地区		西部地区	
県立鳥取療育園	0857-29-8889	県立中部療育園		県立総合療育センター	0859-38-2163
鳥取市立若草学園	0857-28-1233	県立皆成学園	0858-22-7188	米子市立あかしや	0859-29-2585
				NPO法人陽なた	0859-57-6240

### ペアレントメンター相談事業 (ペアレントメンターとは…よき相談相手。先輩保護者の意です。)

発達障がいのある子どもを育てる保護者に対し、同じ発達障がいのある子どもを育てる保護者が相談相手となって悩みを共感したり、子育てに役立つ情報の提供や発達障がいの理解啓発などの活動をしています。

お問い合わせ | ペアレントメンター鳥取 0857-30-0670 (平日10時~14時)